

福井市空家等管理活用支援法人指定方針

1 趣旨

この方針は、福井市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項の規定による指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、この方針は、指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

2 市が求める業務内容

要綱第3条第5号に規定する「本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は、次のとおりとし、第1号の業務は必須とします。

- （1）少なくとも不動産、法務、建築分野の専門家が協力体制を構築して実施する、空家等の管理又は活用に関する相談窓口業務
- （2）空家等の管理又は活用に関する情報提供・普及啓発業務

3 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

4 申請

（1）申請方法

空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、以下の提出先に持参又は郵送してください。

【提出先】

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

建設部建築事務所住宅政策課

TEL：0776-20-5571

（2）関係書類

- ア 定款の写し
- イ 登記事項証明書
- ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- キ これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- ク 法第24条各号に掲げる業務に関する計画書
- ケ 納税証明書（国税及び福井市税の滞納がないことがわかるもの）

コ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

※申請書の様式は、福井市公式ホームページからダウンロードできます。

※別紙「提出書類チェックシート」を使用し、必要書類が揃っているか確認してください。

5 指定の通知

申請の結果については、申請後おおむね1か月以内に文書で通知します。